

第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査	第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査 (改造等による変更のない使用過程車)
<p>7-50 高圧ガス運送装置</p> <p>7-50-1 性能要件（視認等による審査）</p> <p>高圧ガスを運送する自動車のガス運送装置は、爆発等のおそれのないものとして強度、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。(保安基準第 28 条関係、細目告示第 38 条関係、細目告示第 116 条関係)</p> <ol style="list-style-type: none"> ① ガス運送容器については、7-24-1-1 (1) ①及び⑤の基準を準用する。 ② ガス運送装置の配管については、7-24-1-1 (1) ⑤から⑦まで及び⑨の基準を準用する。 ③ ガス運送装置のガスと接触する部分については、7-24-1-1 (1) ⑧の基準を準用する。 ④ ガス運送容器及び配管の取付については、7-24-1-1 (1) ④の基準を準用する。 ⑤ ガス充填弁をガス充填口の近くに、ガス供給弁をガス供給口の近くに備えること。 ⑥ 一般高圧ガス保安規則（昭和 41 年通商産業省令第 53 号）第 2 条第 2 号の毒性ガス（液化ガスを除く。）に係るガス運送容器には、容器内の圧力を指示する圧力計をガス止弁で仕切られたガス運送容器又はガス運送容器の一群ごとに運転者の見やすい場所に設けること。 ⑦ ⑥の圧力計は零からガス充填圧力の 1.5 倍以上 2 倍以下までの目盛をしたものであること。 ⑧ ⑥の圧力計は、照明装置を備え、又は文字板及び指示針に自発光塗料を塗ったものであること。 	<p>8-50 高圧ガス運送装置</p> <p>8-50-1 性能要件（視認等による審査）</p> <p>高圧ガスを運送する自動車のガス運送装置は、爆発等のおそれのないものとして強度、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。(保安基準第 28 条関係、細目告示第 194 条関係)</p> <ol style="list-style-type: none"> ① ガス運送容器については、8-24-1-1 (1) ①の基準を準用する。 ② ガス運送容器及び配管の取付については、8-24-1-1 (1) ③の基準を準用する。